

令和3年9月10日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における過去の保安規定違反に関する報告書の提出について

当社は、伊方発電所において、過去に当社元社員（現在は退職）が宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に保安規定に定める必要な要員数を満たしていない<sup>※1</sup>時間帯があったことを確認・公表しました。

本事案を受け、社外弁護士の指導・助言を得ながら、社内コンプライアンス推進委員会<sup>※2</sup>事務局にて詳細調査を実施するとともに、実効性のある再発防止策を策定することとしておりました。

（7月13日お知らせ済み）

本日、本事案に係る原因と再発防止策を取りまとめた報告書を、愛媛県・伊方町ほか関係自治体へ提出しました。

当社といたしましては、今後同様の事案が二度と発生しないよう、このたび策定した再発防止策を着実に実施するとともに、原子力安全に対する意識のさらなる向上とコンプライアンスの徹底に全力で取り組んでまいります。

- ※1：新規制基準施行後に策定した保安規定（平成28年4月実施）では、重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数（22名以上）を定めており、夜間・休日は発電所構内で必要な要員を待機させている。
- ※2：法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、平成14年12月に設置。社長を委員長、総務担当役員を主査とし、経営企画部長や広報部長など部門横断的な立場から判断できる間接部門の長などで構成。事務局は総務部が担当。

（別紙）伊方発電所第3号機

過去の伊方発電所原子炉施設保安規定不適合事案について（概要版）

以上

伊方発電所第3号機  
過去の伊方発電所原子炉施設保安規定不適合事案について  
(概要版)

1. 件名

伊方発電所第3号機  
過去の伊方発電所原子炉施設保安規定不適合事案について

9月8日の原子力規制委員会において、本事案は、保安規定違反と評価（深刻度Ⅳ「通知あり」）され、原子力規制庁による規制検査の中で、再発防止策の実施状況について、継続して確認されることとなった。

2. 事案の概要

伊方発電所において、発電所関係者からの匿名による申告（本年6月24日に確認）があり、その内容は「元社員A（現在は退職）が宿直勤務中に発電所を脱け出し業務を放棄していたが、保安規定不適合事案として是正および公表されないのはなぜか」とするものであった。

本申告を受けて、コンプライアンス推進委員会において調査を実施した結果、元社員Aが宿直当番の日に社有車を使用して5回発電所外に出ていたことが確認され、5回の外出時間帯は、伊方発電所の保安規定（緊急時対応要員として22名が宿直当番に従事）を一時的に満たしていない状態であったことが判明した。

元社員A以外には、宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は確認されなかった。

<元社員Aの宿直当番中の外出に伴う緊急時対応要員の欠員が生じた時間等>

	日時	宿直時間	外出時間
①	2017年3月20日（月・祝）	8:30～翌8:30	9:00～11:00
②	2018年1月20日（土）	8:30～翌8:30	9:00～10:00
③	2018年8月5日（日）	8:30～翌8:30	9:00～9:30
④	2018年9月22日（土）	8:30～翌8:30	9:00～10:00
⑤	2019年2月9日（土）	8:30～翌8:30	9:00～11:00

また、平日の通常勤務中（8:30～17:10）においては、緊急時対応要員としての力量を保有する者が多数発電所内で勤務しており、緊急時対応要員の確保に問題が生ずることはないが、運用の明確化を図るため、前日の宿直当番者（夜勤者）が、翌日の通常勤務中も引き続き緊急時対応要員を担当する（以下「平日当番」という。）ことを社内規程に定め、平日当番者が外出等で不在になる場合には、代行者をたてる運用をしている。

元社員Aを含む平日当番を担当する者が、平日当番時に発電所外へ出た実績の有無について記録の確認や関係者への聞き取りなど追加で調査を行ったところ、元社員A以外については、平日当番中に業務等で外出したことはあったが、都度代行者をたてており、不正に発電所外へ出た事例は確認されなかった。

元社員Aについても、業務等で平日当番中に46回発電所外へ出た実績が確認されたが、元社員Aは、宿直当番中に不正に発電所外へ出た実績があることからすれば、このうち平日当番中にも無断での外出が含まれていた可能性が否定できないことから、今後は平日当番者の在席を明確化するような改善が必要と判断した。

### 3. 推定原因

#### (1) コンプライアンス意識について

本事案の発生に至った原因として、元社員Aが原子力安全に対する意識やコンプライアンスを徹底するという意識を欠いていたことがあげられる。

また、発電所員へのアンケートにおいて、元社員Aが宿直勤務中に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことがある者が存在していたが、噂の事実確認に向けて上長へ報告する等の能動的な対応が取られていなかった。

#### (2) 保安規定不適合事案を未然に防止する仕組みについて

##### a. 宿直当番者の所在の確認面

宿直当番者については、社内規程に基づき、毎日、連絡責任者が宿直の開始（入直）時に必要な要員が揃っていることを確認しているが、その後は宿直勤務中を含め宿直の交代（退直）時まで、点呼等の確認を定めておらず、実施していなかった。

##### b. 発電所退出者の管理面

伊方発電所への入構にあたっては、不審者等の侵入を防ぐため、入門許可を得ていることを確実に確認する管理が行われている一方で、出構にあたっては、特別な管理はしておらず、当番者が不正に発電所外へ出ていないことの確認はしていなかった。

##### c. 社有車の管理面

社有車は、社内規程に基づき、管理担当課毎に管理しているが、急な業務で社有車を使用すること等を考慮し、鍵は比較的容易に持ち出せる保管管理状態の部署があったこと、さらには、車両運転日誌を社有車に保管している例が多く、社有車の管理担当課において、使用者本人の確認、適正な社有車の使用および車両運転日誌の記載について、管理が十分にはできていなかった。

(3) 当番者の交代管理等について

当番者の交代については、計画的なものは、当番予定表への反映を確実に実施しているが、宿直勤務中に交代する場合や、平日当番者が一時的に短時間交代する場合の連絡手順は社内規程で明確にしておらず、当番者の交代実績が確実に記録され、必要時に関係者が確認できる運用とはなっていないかった。

また、万が一の重大事故等対応時に要員を補充する手順について、社内規程に明確化していない点があった。

#### 4. 再発防止策

(1) コンプライアンスを徹底させるための措置

伊方発電所で働くすべての者の原子力安全に対する意識のより一層の向上とコンプライアンスの徹底を図るため、以下の措置を実施する。

a. 経営層による訓話、督励

本事案を受け、直ちに、社長からコンプライアンス意識の徹底としつかりとした調査および再発防止策の策定を行うよう督励を実施するなど、経営層による訓話、督励を実施した。

今後も継続し、伊方発電所従業員の原子力安全に対する意識のより一層の向上とコンプライアンスの徹底を図る。

b. 保安規定等の遵守、企業倫理の徹底についての特別教育

伊方発電所で勤務する当社所員全員および当社より業務を委託している関係会社従業員全員に対して本事案を説明し、緊急時対応要員としての当番業務は重大事故等に備えた重要な責務であることを再認識させるとともに、保安規定・法令の遵守、企業倫理の徹底について教育するなど、本事案に特化した教育を実施した。

(7月6日～8月31日にて実施)

今後も同様の教育を毎年1回実施する。

c. コンプライアンス教育

業務を遂行する上で、コンプライアンスの判断に疑義があれば、上長等に相談することなど、改めて発電所員全員に対して教育を実施した。特別管理者に対しては、コンプライアンスに対する考え方・心構えなどに関する教育を実施した。

(7月29日～8月31日にて実施)

今後も同様の教育を毎年1回実施する。

d. 職場内での議論の実施

発電所各課単位で実施する職場研究会等の場において、本事案を題材として議論し、同様な事案の再発防止等について理解を深める。

また、職場研究会の他、課内でのミーティングの場等も活用し、身近な問題、疑問についても自由に議論し、より良い職場へと改善を図る活動を推進する。  
(9月より実施)

(2) 保安規定不適合事案を未然に防止する仕組みの強化

緊急時対応要員が発電所外へ出ることにより保安規定に適合しない状態となることを未然に防止するため、以下の対策を実施する。

a. スマートフォンによる宿直当番者の所在確認

宿直当番者全員(22名)にGPS機能付きのスマートフォンを渡し、宿直勤務時間中に携帯させ、適宜、連絡責任者等が宿直当番者の所在を確認できるようにするとともに、総合事務所より所定の距離以上に離れた場合はアラームを鳴らす設定とした。

(7月13日より試運用、9月1日より本運用を開始)

b. 宿直当番者の点呼の追加

(a) 定期的な点呼の追加

従来から実施している入直時の連絡責任者による緊急時対応要員の整員状況の確認(点呼)に加え、宿直日の夜間に1回、翌朝に1回(次の宿直者への引き継ぎがある休日は除く)、日直時には昼間に1回、整員状況を確認する。

- ・平日の宿直 : 入直時、21時~22時、退直時 計3回
- ・休日の日直・宿直 : 入直時、13時~14時、21時~22時、退直時 計4回

(6月29日~7月13日の宿直当番者に対して実施)

(b) スマートフォンによる点呼(抜き打ち)の実施

a. により宿直当番者全員が携帯するスマートフォンにより、「(a) 定期的な点呼の追加」に代え、宿直勤務中および日直勤務中の各1回、宿直当番者の整員状況を抜き打ちで確認(点呼)するとともに、スマートフォンの携帯忘れを防止する。

(7月13日より試運用、9月1日より本運用を開始)

c. 発電所退出者管理の強化

毎日の出入管理システムの入出構者データについて、翌日(翌日が休日の場合は翌勤務日)、宿直当番者の勤務実績と照合し、宿直当番者が宿直勤務時間中に発電所外へ出ていないかどうかを確認する。

(6月30日の宿直当番者より運用開始)

また、平日の通常勤務時間中において、平日当番者が代行者をたてずに発電所外へ出ていないかどうかについても、出入管理システムの入出構者データにより確認するとともに、これらを業務手順書に定め実施する。

(8月2日の平日当番者より運用開始)

なお、当番中に発電所外へ出る行為に対して抑止力となるよう、上記の対応について所内に周知した。(8月31日周知実施)

d. 社有車の管理の強化

社有車の鍵管理について、鍵および車両運転日誌ともに管理担当課にて保管管理するとともに、鍵はダイヤル式等の施錠可能な収納ボックス等に入れて保管管理する。

社有車の運行管理者は、社有車の使用目的、行先を確認するとともに、所外へ出る場合は、同乗者を含めて平日当番中および宿直勤務中でないことを確認のうえ使用を許可する。

社有車返却後は、その都度、運行管理者が車両運転日誌を確認し、記載内容が適正であるかを確認する。

(7月28日より運用開始)

また、上記の対策を関係会社に紹介し、同様の管理を依頼する。

(7月26日依頼実施)

以上のことにより、当番者が発電所外へ出ることについて、宿直当番の場合はGPS機能付きスマートフォンにより確認でき、平日当番の場合は、後述する腕章により確認できる。また、社有車の管理を強化することにより、当番者は社有車で外出することができなくなる。さらに、宿直当番者に対する不定期の点呼、出入管理システムによる退域管理の強化およびこれらの対策を所内へ周知することが相まって、不正な外出を抑制し、保安規定に適合しない状態となることを未然に防止できる。

(3) 重大事故等対応をより一層確実に実施するための措置

重大事故等対応をより一層確実に実施するため、以下の措置を実施する。

a. 当番者の交代管理等の強化

宿直勤務中に当番を交代する場合や、平日当番者が一時的に短時間当番を交代する場合においても、当番予定の作成担当課に連絡したうえで当番者の交代を記録する運用とし、当日の当番者(22名)を電子掲示板に掲載するとともに、当番者が交代した場合は、その都度変更することにより必要時に関係者が確認できるようにする。

また、平日当番の運用について、これまでは、平日の通常勤務中に発電所外へ出る必要がある業務を実施する者も平日当番を担当していたことから、平日当番体制をより厳格に運用する観点から、当社所員の平日当番者は、平日の通常勤務中に発電所外へ出る必要のある業務を実施しない者が主に担当する運用に見直す。

(9月1日の当番者より開始)

さらに、万が一の重大事故等対応時に要員を補充する手順について、社内規程に明確化し、関係者に周知する。

(9月1日より運用開始)

b. 腕章による平日当番者の意識付け

平日当番者全員(22名)に通常勤務中に当番者であることを示す腕章を付けさせ意識付けをするとともに、第三者によるチェック機能も働くようにする。また、当番中に発電所外へ出る必要が生じた場合は、代行者への引継ぎ時に腕章を渡す運用とする。

(9月1日の当番者より運用開始)

## 5. おわりに

福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電や伊方発電所の安全と安心の確保に向けて全社を挙げて取り組んでいるなか、また、昨年1月に伊方発電所において連続して発生したトラブルを踏まえ、関係者一丸となって社会の信頼を回復すべく努めているなか、今回の事案が判明したことは、地域の皆さまからの当社へのご期待やご信頼を失うことにもなりかねない、大変重いものと受け止めております。

当社は、今後同様の事案が二度と発生しないよう、このたび策定した再発防止策を着実に実施していくことはもとより、福島第一原子力発電所事故の教訓を忘れることなく、重大事故に備えて待機することが重要な責務であることを改めて浸透させるなど、原子力安全に対する意識のより一層の向上とコンプライアンスの徹底を図るため継続的に取り組んでまいります。

今後も、発電所関係者すべての人が安全に関する責任感・使命感をもって主体的に業務を遂行するよう安全文化の醸成を図り、愛媛県・伊方町をはじめ広く社会の皆さまにご理解・ご安心いただけるよう努めてまいります。

以 上